

国分寺市 農業委員会だより

令和3年12月発行

第43号

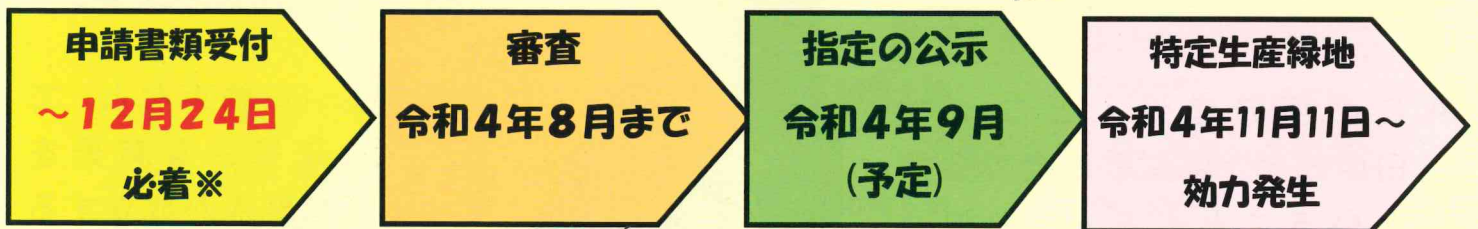
発行 国分寺市農業委員会 〒185-8501 東京都国分寺市戸倉1-6-1 Tel.042-325-0111(内線394) 市内農地面積:139.67ha(令和3.1.1現在)

特定生産緑地の申請期限となります

平成4年(1992年)指定の生産緑地は、令和4年(2022年)11月11日に指定から30年(申出基準日)を迎えます。指定から30年を迎える前に、特定生産緑地の指定を受けることで、引き続き税の優遇が受けられます。

申請がお済みでない方は、**12月24日まで**に必ず手続きをお願いします。

特定生産緑地指定スケジュール（平成4年指定の場合）



※市まちづくり計画課まで御提出をお願いいたします。

認定農業者を目指しましょう

認定農業者とは

意欲的に農業経営に取り組んでいる方を市町村が認定し、重点的に支援措置を講じる制度です。

認定農業者になることで、**補助金**や、**農業経営改善のサポート**など、国分寺市、東京都からの支援をはじめ、様々な**支援**を受けることができます。

農業経営の規模拡大や、集約化、省力化、複合化、多角化など、経営改善を図ろうとする農業者も認定の対象となりますので、お気軽にご相談ください。

認定農業者



支援



都市農地貸借 (農業者間)が成立!

今回、貸借が成立したお二人に、貸借のきっかけ、成立した要因などについて、インタビューを実施しました。



詳しくは次のページをご覧ください。



国分寺農業・こくベジ情報等をTwitterで発信中!!

@koku_keizai

国分寺市経済課 ツイッター

検索

農業者間で市内2例目！

都市農地貸借が成立！



本市で2例目となる「都市農地貸借円滑化法」による農業者間の生産緑地の貸借が成立し、令和3年11月1日から貸借が始まりました。

今回は、貸し手（農地所有者）の野岡幸次郎さん（写真左）と借り手の農業委員会田中会長（写真右）のインタビューについてご紹介します。

Q.都市農地の貸借制度を知ったのはいつですか

A.この度の借受人となった田中氏が、農業委員会の会長ということもあり、詳細に制度の説明を受け内容を知りました。農地を有効活用してもらえる制度で大変ありがたいと思っています。



Q.本制度について率直なご感想をお聞かせください

A.信用貸し（口約束など）ではなく、法律的な背景をもって貸借関係が成立することは、土地を貸す上で大きな安心（安全）となっています。手続きは、市役所やJAが関与しており、心配はありませんでした。

「都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年9月施行）」により、生産緑地の貸借が可能になり、農地を有効活用するための選択肢として、この制度を使った貸借の事例が都内で増えています。（右記参照）

この制度を利用することで、**貸借の契約期間が満了すると必ず農地が返還される**ため、安心して貸すことができます。

東京都内で増えてます！

136件 総面積24.9ha
令和3年6月末時点(農業者間)

直近1年で利用者が約**2倍**に！

貸借のご相談は農業委員会事務局までご連絡ください



Q.貸借のきっかけを教えてください

A.畑周辺の宅地化が進み、夏野菜の残さを焼却処理出来なくなるなど資源循環の農業が難しくなったことや、連作障害防止の消毒が難しくなるなど耕作環境が変化したこと、また高齢になり畑に出るのが難しくなってきたことです。併せて、後継者がいないことも背景にあります。



Q.貸借が順調に成立した要因は何ですか

A.借受人の田中氏は近所で顔の見える関係であったこと、さらに農業に熱心に取り組んでおられることが順調に進んだ要因です。

また、田中氏のお父様の代から、信頼関係を築いていたことも今回の貸借の成立に寄与していると思います。

貸借開始までの流れ

8月下旬

JAと農業委員会に双方で相談

9月上旬

双方の話し合い・合意

9月中旬

契約書・申請書類の準備

9月下旬

国分寺市(農業委員会)へ手続き

10月上旬

農業委員会の現地調査・総会審議

10月下旬

10月下旬

事業計画の認定(国分寺市)

11月1日~

都市農地の貸借開始

Q.法律によって安全・安心に貸借できることをどのように感じていますか

法律が整備されて安全に貸借できるようになりましたが、なぜこの制度を活用する人が少ないのか疑問です。農地を他人に貸すことへの戸惑いがあるのだと思います。信用貸し(口約束など)で貸し出すのとは違って、法律の下で貸借するので安全が担保され安心出来ると思います。

Q.どのような方がこの貸借制度に向いていると思いますか

高齢化で耕作に手が回らなくなった農地の所有者が適していると思います。自分で耕作できない農地は荒れてしまいます。自家消費用の耕作地を確保したうえで、この制度を活用して欲しいと思います。



農地利用状況調査を実施しました

農地法第30条第1項の規定に基づき、今年度も市内を5地区に分け、農業委員や事務局・市まちづくり計画課等で市内全域の農地の利用状況を、9月下旬～10月上旬に調査しました。

この調査で適切な肥培管理がされていない農地については指導を行いました。



農地が適切に肥培管理されていないと、**周辺環境へ悪影響**を及ぼすだけでなく、税制などの優遇制度に対する何のいわれもない**批判を招く恐れ**があります。

農地を所有されている皆様には、引き続き適切な肥培管理をお願いします。



節税効果大

農業者年金に

加入しましょう！

農業者年金は積立方式の農業者のためだけの公的年金です。支払う保険料は**全額社会保険料控除**の対象となり、所得税・住民税の節税になります。加入対象者は次のすべてを満たす方です。

- ① 国民年金第1号被保険者
- ② 年間60日以上農業従事者
- ③ 20歳以上60歳未満の者

